

<h3>目的</h3> <p>生物多様性の重要性を認識し、野生動植物との共生が図られる、滋賀ならではの豊かな地域社会の創造</p>	<h3>基本理念</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の確保による良好な自然環境の保全 ○野生鳥獣による被害の防止等を通じた野生動植物と人間の生活環境との調和の維持 ○現在のみならず将来の県民等による野生動植物との共生による恵沢の享受の継承 	<h3>基本計画等</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○野生動植物との共生に関する基本方針 ○野生動植物との共生に関する長期的な目標 ○野生動植物との共生に関し講ずべき具体的な施策 ○生息・生育の環境に関する長期構想 	<h3>「生物多様性しが戦略」</h3> <p>既存の基本計画を継承し、生物多様性地域戦略として、平成27年(2015年)3月に「生物多様性しが戦略」策定</p> <h3>「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」</h3> <p>平成21年(2009年)2月策定</p>
---	---	---	---

希少野生動植物種の保護

県内において絶滅のおそれがある野生動植物種(滋賀県レッドデータブックで「絶滅危惧種」、「絶滅危惧増大種」、「希少種」に該当する種等)を「希少野生動植物種」とする(約720種)。

指定希少野生動植物種

「希少野生動植物種」のうち、特に保護を図る必要がある種を「指定希少野生動植物種」として指定(31種)。
(種の保存法に基づき指定される「国内希少野生動植物種」を除く。)

捕獲・採取等を禁止(許可制)

ナゴヤダルマガエル イチモンジタナゴ ハリヨ クマガイソウ ユキワリイチゲ オキナクサ

生息・生育地保護区

「希少野生動植物種」の保護のために特に重要な地域を「生息・生育地保護区」として指定(10箇所)。

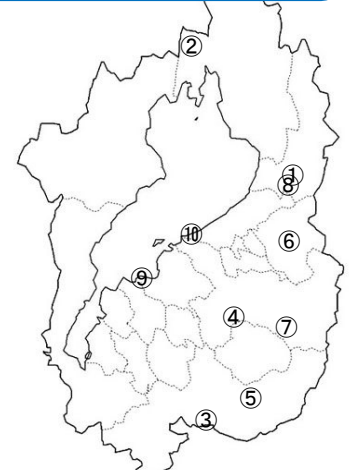
生息・生育環境の改変行為等は事前に届出を義務付け。

【改正事項①】
種の保存法改正により創設された、規制の緩い「第二種国内希少野生動植物種」については、条例上引き続き指定希少野生動植物種への指定を可能とする。

【改正事項②】
種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定に伴う条例上の指定解除について、審議会の意見を聴く手を簡略化する。

【改正事項③】
保護区内の保護対象希少野生動植物種について、捕獲等を原則禁止としてその保護を図るとともに、対象種の生息・生育に必要な種の捕獲等について、届出制とする。

保護区名	所在地	面積(ha)	施行日	保護対象種
① 地蔵川ハリヨ生息地保護区	米原市 醜井	0.4	H20.4.1	ハリヨ
② 山門原原ミツガシワ等生育地保護区	長浜市 西浅井町山門	35.3	H20.4.1	ミツガシワ等11種
③ 油日サギスゲ等生息・生育地保護区	甲賀市 甲賀町油日	8.1	H21.3.1	サギスゲ、ナゴヤダルマガエル等14種
④ 布施瀬・新瀬水生植物生育地保護区	東近江市 布施町	15.1	H22.3.31	ガガブタ、カイツブリ等7種
⑤ 瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区	甲賀市 土山町前野	0.2	H22.3.31	ユキワリイチゲ
⑥ 佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区	多賀町 佐目	3.7	H23.3.31	テングコウモリ、コバノチョウセンエノキ等11種
⑦ 甲津畑町セツブンソウ生育地保護区	東近江市 甲津畑町	0.12	H23.3.31	セツブンソウ
⑧ 鹿井養蜂場サルオガセ類生育地保護区	米原市 上丹生	0.9	H24.3.31	アカサルオガセ等8種
⑨ 佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区	近江八幡市 佐波江町	5.1	H25.3.31	ハマゴウ、タチスズシロウ
⑩ 新浜浜ハマゴウ・ハマエンドウ群養生地保護区	彦根市 新浜	1.6	H26.3.31	ハマゴウ、ハマエンドウ



保護増殖事業

県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行う。
※保護増殖事業:指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地・生育地の整備等

【改正事項④】
指定希少野生動植物種の保護増殖事業の実施主体を県以外の主体にも拡大し、実施主体が策定する計画について、県が審議会の意見を聴いて種ごとに定める指針への適合を認定する制度を設け、県以外の主体が行う保護増殖事業の適正な実施を図る。

外来種による生態系等に係る被害の防止

外来種のうち、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものを「指定外来種」として指定(13種類)。
(外来生物法に基づき指定される「特定外来生物」を除く。)

○野外への放逐等を禁止
○飼養・栽培等の届出を義務付け
○販売に際し、生態系等への影響、飼養方法等の説明を義務付け
○県による防除

【改正事項②】
外来生物法に基づく特定外来生物への指定に伴う条例上の指定解除について、審議会の意見を聴く手を簡略化する。

【改正事項⑤】
指定外来種等を対象とした防除の実施主体を県以外の主体にも拡大し、実施主体が行う防除について、県が定める計画への適合を認定する制度を設け、県以外の主体が行う防除の適正な実施を図る。

ハクビシン ヒラニア類 スズメシロガキ ワニガメ

野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止

野生鳥獣のうち、農林水産業等に係る被害を及ぼしているものを「指定野生鳥獣種」として指定(5種:ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウ、ツキノワグマ)。

鳥獣保護管理法に基づく保護・管理計画に基づく対策と一体的に被害防除対策を推進。

<管理計画>
・ニホンジカ特定鳥獣管理計画
・ニホンザル特定鳥獣管理計画
・イノシシ特定鳥獣管理計画
・カワウ特定鳥獣管理計画

<保護計画>
・ツキノワグマ特定鳥獣保護計画